



平成 18 年 3 月 17 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号: 3719)
問合せ先 取締役 管理本部長 宮武 晴明
電話番号: 03-3343-6680

当社子会社による訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます)が、下記のとおり訴訟を提起しましたので、お知らせ致します。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成18年3月17日

2. 訴訟の相手方(被告)

(1) (住所) 静岡県浜松市宮竹町218番地の1
(商号) 株式会社龍光
(代表者) 代表取締役 山本日英

(2) (住所) 東京都新宿区四谷4丁目28番4号
(商号) 株式会社ゼクス
(代表者) 代表取締役 平山啓行

3. 請求金額

(1) 株式会社龍光に対する請求金額 2億500万円

(2) 株式会社ゼクスに対する請求金額 55億4000万円
(株式会社ゼクスに対する請求は、有限会社フラット・ファイブに対する上記金額の支払を求めるものです)

4. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

(1) 株式会社龍光に対する訴え

UCJは、平成17年6月1日、株式会社龍光と、同社の債務の圧縮に関するコンサルティング契約を締結しました。株式会社龍光に対する訴えは、このコンサルティング契約に基づく未払報酬の支払を求めるものです。

(2) 株式会社ゼクスに対する訴え

株式会社ゼクスは、有限会社ティー・ピー・ジーの株式会社龍光に対する金銭債権を有限会社フラット・ファイブが買取るための資金として、有限会社フラット・ファイブに55億4000万円を提供することをUCJに表明しており、UCJは、この資金提供がなされることを前提として、有限会社ティー・ピー・ジーから上記金銭債権を譲受けることを内容とする契約を締結しました。この契約には、UCJが当該契約に基づく譲受人の地位を有限会社フラット・ファイブに譲渡することができる旨が明記されています。

ところが、株式会社ゼクスが有限会社フラット・ファイブに対して上記の資金を提供しないため、有限会社ティー・ピー・ジーがUCJに対して上記金銭債権の譲渡代金55億4000万円の支払を求めて訴えを提起するに至りました（UCJがこの請求を争っていることは、本年1月20日にお知らせしたとおりです）。このような事態に対応し、UCJは、株式会社ゼクスが有限会社フラット・ファイブに対する上記の資金提供を実行することを求めて訴えを提起しました。

5. 今後の見通し

UCJは、株式会社ゼクスが、有限会社フラット・ファイブに上記の金銭債権の買取りのための資金を提供することについて、法的拘束力のある約束をしたと考え、同社に対して訴えを提起しましたが、UCJの主張が裁判所に受け入れられるか否かは、現段階では明らかではありません。この点についてのUCJの主張が裁判所に受け入れられず、且つ有限会社ティー・ピー・ジーがUCJに対して提起した上記の訴訟においてUCJが敗訴した場合には、UCJが有限会社ティー・ピー・ジーから譲り受ける金銭債権の価値（回収額又は転売価額）と譲受代金の差額がUCJの利益又は損失となります。

本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以 上

ご参考



平成 18 年 1 月 20 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号: 3719)
問合せ先 管理部マネージャー 中本 文太
電話番号: 03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます)は、平成17年12月27日付にて訴訟の提起を受けました(訴状送達は平成18年1月11日)ので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

有限会社ティー・ピー・ジーが、同社とUCJの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、UCJに対し貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払いを求めておりました。UCJとしては履行義務がないと認識しており折衝してまいりましたが、この度有限会社ティー・ピー・ジーはUCJに対して訴訟を提起しました。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 有限会社ティー・ピー・ジー 代表取締役 中島 龍成
- (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号

3. 訴訟の内容

売買契約の履行請求(代金55億4000万円の支払い)
(売買契約の履行を求める訴訟であり、仮に請求どおりの判決が下された場合、UCJは債権を購入することとなります。その債権の価値(回収額又は転売価額)と購入額の差額がUCJの利益または損失となります。なお、当該貸付債権の評価は現在調査中であります。)

4. 今後の見通し

UCJは、上記の貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務はUCJにはないことを争う方針です。UCJの主張が裁判所に受け入れられるか否かは、現段階では明らかではありません。UCJの主張が裁判所に受け入れられない場合は、貸付債権等譲渡契約書の対象である債権の価値(回収額又は転売価額)と購入額の差額がUCJの利益または損失となります。

本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以 上